## 解雇(退職勧奨)に関する合意書

(以下「甲」という)と	(以下「乙」とい
う)とは、甲乙間の雇用契約の解約に関して、以下の通り合意する。	
1 甲と乙は、当事者間の雇用契約を令和年月日限り、	合音解約する
(令和年月日ロ頭にて告知)	
2 甲と乙は、乙の有給休暇未消化日数が日であることを相互に	二確認し、
令和年月日より同年月日までに消化す	る。
3 甲は解雇(退職勧奨)にあたって、乙に対し解決金(あるいは	解雇手当)として、
円を令和年月日まで乙の指定する	口座に振り込むも
のとする。	
4 甲と乙は、本件ならびに「解雇に関する合意書」(以下合意書と	こいう) の成立およ
び内容を第三者に開示しないものとし、今後相互に誹謗中傷しなり	いものとする。ま
た、甲は、今後乙の不利益となる情報を開示せず、第三者から乙	の退職原因を問わ
れた場合には、円満退職したことのみを告げるものとする。	
5 甲と乙は、本合意書に定めるほか、何らの債権債務がないことを	そ相互に確認する。
本覚書の証として本書を2通作成し、記名押印して各々1通を保管	するものとする。
令和	
甲	
۷	